阪南市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

阪南市土砂埋立て等の規制に関する条例(令和元年阪南市条例 第19号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた廃止前の阪南市土砂埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第12条第1項若しくは第2項又は第14条第2項の規定による許可又は変更許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第8条の許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の許可を受ける者に関する旧条例第10条第3項、第13条第1項、第14条第5項、第15条から第21条まで、第22条(休止に係る部分を除く。)、第23条、第24条第1項、第3項及び第4項並びに第25条から第32条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までに旧条例第24条第1項、第3項及び第4項並びに第25条第1項の規定の間(施行日から当該許可の期間が満了する日までに旧条例第24条第1項、第3項及び第4項並びに第25条第1項の規定による命令を受けた者にあっては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該許可に係る土砂埋立て等を2月以上

休止する者にあっては、当該休止をする日から起算して 2 月を 経過する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか早い 日までの間)は、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前にされた旧条例第24条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第13条第1項第4号及び第5号、第29条第1項並びに第30条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第3項及び前項の規 定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの 条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお 従前の例による。